



熊本県公報

第 1 2 0 4 5 号
平成 23 年 9 月 16 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障がい者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 5
- 土地改良事業施行の適否決定…………… (農村計画課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (") 7

登 載 依 頼

- 平成 23 年度第 3 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 8
- 熊本県立教育センター協議会の開催…………… (教育政策課) 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (警察本部交通規制課) 9

告 示

熊本県告示第 9 2 6 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
医療法人社団青葉会 石神クリニック 熊本市出町 2 番 1 5 号	医療法人社団青葉会	平成 2 3 年 8 月 7 日

熊本県告示第 9 2 7 号
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
関町整骨院	多田 隈 功	玉名郡南関町関町1478番地1	平成23年7月12日

熊本県告示第928号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
そよ風 熊本市馬渡二丁目3番29号	株式会社そよ風 熊本市馬渡二丁目6番18号 右近 雅也	平成23年9月2日	4310101292	就労継続支援A型

熊本県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年9月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字桜山 1568番3地先から 同市幾久富字力石 1492番地先まで	前	14.88 ～ 44.38	400.0	活力基盤改築 (改築に伴う 拡幅)
			後	16.02 ～ 44.38		

2 区域を変更する期日 平成23年9月16日

熊本県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年9月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡乙字本野 2243番1地先から 同所 2243番1地先まで	前	18.1 ～ 34.0	55.1	活力基盤防災 (法面保護)
			後	18.1 ～ 39.1		

2 区域を変更する期日 平成23年9月16日

熊本県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年9月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡丙字馬場 200番46地先から 同所 200番46地先まで	前	26.4 ～ 36.6	17.8	単防災 (法面 保護)
			後	26.4 ～ 38.5		

2 区域を変更する期日 平成23年9月16日

熊本県告示第932号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団 清心会 はるかぜ介護福祉ステーション 居宅介護、重度訪問介護	事業所の名称	春風ヘルパーステーション	はるかぜ介護福祉ステーション	平成23年8月1日
特定非営利活動法人 IOBスポーツ推進事業団 IOB訪問介護事業所 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市近見8丁目13-50	熊本市若葉5丁目10番16号	平成23年7月1日
社会福祉法人 グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター 夢 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	山鹿市鹿本町中富87-1	山鹿市大字久原3825番地2	平成23年7月19日

熊本県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護支援センター 水俣市幸町 2 - 1 5	有限会社水俣タクシー	平成 2 3 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 9 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ほほえみ介護支援センター 水俣市幸町 2 - 1 5	有限会社水俣タクシー	平成 2 3 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 9 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日

熊本県告示第 9 3 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日

熊本県告示第 9 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 9 月 1 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	八代市泉町葉木字葉木 7 0 番 6 0 地先から 同所 7 0 番 6 0 地先まで	118.1	活力基 盤改築 (仮棧 橋の設 置)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 9 月 1 6 日

公 告

熊本県公告第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇城ショッピングプラザパルシェ
宇城市松橋町曲野152番地
- 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

変 更 前			変 更 後		
第1駐車場	建物西・南側	382台	第1駐車場	建物西・南側	347台
			第2駐車場	建物東側	35台
合 計		382台	合 計		382台

- 変更の年月日
平成23年9月1日
- 届出年月日
平成23年8月30日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県宇城地域振興局総務部総務振興課
(2) 縦覧期間
平成23年9月16日から平成24年1月16日まで

熊本県公告第471号

玉名市長高寄哲哉から協議のあった八久保地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成23年9月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
八久保地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年9月20日から平成23年10月19日まで
- 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不分明な者の氏名
黒木 龍生
- 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年8月26日付け熊本県告示第824号による。

熊本県公告第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。
平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

岩下 定男、田山 夕マ子、鴛山 勝義、掛橋 進、土屋 定美、白濱 久吉、富永 永藏、伊作 平中、一郎、浪谷 多男、人、池田 常雄、岩人、木野 一男、米村 福松、犬童 熊平、上村 亥兼、田岩 藏、福岡 アサノ、前田 夕ノ、高松 高田、福田、犬七、熊平、犬實 弥、松永 一男、小野 森二、西村 芳美、谷村 市次、中村 幸一、石本 イツエ、永山 次雄、森山 坂男、渡邊 和夫、松下 ホノエ、松下 卯平、十津川 達人、黒木 求昭、田山 ツギ子、豊原 政行、山本 国義、出口 伝七、田山 親行、中村 清照、和泉 政市、和泉 溜、福田 勝實、福田 太平、安部 兼吉、豊永 政喜、木村 倉七、荒瀬 信年、荒瀬 実男、豊永 萬藏、西村 吉美、松永 鶴市、豊永 計穂、栄藏、豊永 喜在、山本 清、久保 田 右藏、久保 田 義雄、平崎 重利、和田 桑森、ウメノ 植一実、田辺 吉、山下 幸、和船 津 幾次、尾方 典子、永田 中平、中山 山、中山 植次、大山 櫃次郎、トシ子、和泉 宏、尾方 午藏、高田 袈平、永田 熊平、白柿 末吉、高岡 卯藏、土屋 寅藏、土屋 卯平、中村 市平、小椎 葉石、高田 山、右藏、岩本 春吉、岩本 巳藏、坂田 正利、土會 平 達則、高田 袈平、高田 義則、登志 永田 正勝、白柿 カツノ、土屋 巳義、波多 江 傳、岩嶽 力、石田 義昭、續山 佳久、黒木 英頭、岩本 公三、田山 幸、吉松 福易、尾方 一之、山本 昭夫、田山 喜久、谷口 克一、谷口 敦子、谷口 豊、吉田 重光、鶴崎 需、鶴崎 久恵、佐々木 兼藏、黒木 長丸、川野 茂男、高岡 義敏、杉山 莊一郎、栗山 樋太郎、本岡 三雄、半仁田 正光、山田 壽夫、高田 三須男、吉松 純二、樋口 浩理、吉松 俊、富永 守

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年8月26日付け熊本県告示第826号による。

熊本県公告第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。
平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

木下 慶藏、山田 久六、岩嶽 亀市、竹下 伝藏、岩本 清八、野々平 喜平、野坂 栄八、上野 九郎、谷口 惣吉、木本 慶八、中野 平吉、上村 清吉、豊永 後視、森高 又八、那須 四郎、吉永 三代太郎、那須 竹次、田山 幸、鶴崎 需

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年8月26日付け熊本県告示第827号による。

熊本県公告第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成23年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス高森店
阿蘇郡高森町大字高森2112-1ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

- 平成24年3月8日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,499平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 58台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 建物南側 15台
No.2 建物南側 10台 合計25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 36平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 26立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成23年8月29日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇地域振興局総務部総務振興課
平成23年9月16日から平成24年1月16日まで

熊本県公告第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年9月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ八代店
八代市海士江町字下城2712番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年2月17日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,474平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北東側及び北西側 70台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 建物北側 11台
No.2 建物西側 11台 合計22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 90平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 39立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側及び北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 7 届出年月日
平成23年8月30日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課
平成23年9月16日から平成24年1月16日まで

登載依頼**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号**

平成23年度第3回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成23年9月16日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成23年9月28日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成23年8月分の感染症発生動向調査の解析・検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県教育委員会公告第13号

熊本県立教育センター協議会を次のとおり開催する。
平成23年9月16日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 開催日時
平成23年9月22日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市小原
熊本県立教育センター 第1研修室
- 3 議題
(1) 平成23年度事業の取組
(2) 協議
教育センターの事業内容について、今後期待するもの
～教職員の資質向上のために～
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県山鹿市小原
熊本県立教育センター総務課
（電話0968-44-6611 内線211）

熊交規公告第551号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年9月16日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部交通規制課
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110
- 3 落札者を決定した日
平成23年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
J A三井リース株式会社
福岡県福岡市博多区下川端町2番1号
- 5 落札金額（月額）
1,199,100円（うち消費税及び地方消費税の額57,100円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成23年5月31日